

第2章 市町社会教育主事の発令状況等に関する調査結果

1 調査方法等

(1) 調査概要

本県では市町教育委員会から発令された社会教育主事が生涯学習・社会教育の推進のために学習機会の提供や学びへのきっかけづくり、多様な主体との連携・協働等を行うコーディネート等、様々な役割を果たしている。しかし、発令の有無や発令状況、職務内容、兼務発令等は市町によって多様になっている。

今回の調査では、社会教育主管課のみに在籍する社会教育主事だけでなく、他課、他部に兼務する社会教育主事を含め、全ての社会教育主事を対象として調査を行った。

(2) 調査内容

質問紙調査では、「基本属性」、「職務内容」、「兼務発令の状況」の大きく3点について調査した。資料「質問紙調査の内容」に、これらの詳細を示す。

(3) 調査方法と回答数

本調査は令和5年4月1日現在で各市町教育委員会から発令されている社会教育主事を対象として実施した。県内25市町教育委員会に質問紙を配布し、22市町57名の社会教育主事から回答を得た。

(4) 調査期間 令和5年9月下旬～10月下旬

(5) 数値の処理

各回答の百分率比は小数第2位を四捨五入して表記した。そのため百分率の合計は100%にならないことがある。

資料「質問紙調査の内容」

| 調査項目 (大分類) | 調査項目 (小分類) | |
|---------------|------------|---|
| 基本属性 | 市町名 | 〇〇市、〇〇町 |
| | 所 属 | 〇〇課 |
| | 氏 名 | 自由回答 |
| | 連絡先電話番号 | 自由回答 |
| | 職 名 | 社会教育主事、社会教育主事兼指導主事、指導主事兼社会教育主事、その他 |
| | 発令年数 | 〇年 |
| 職務内容 | 担当している分野 | 青少年教育、成人教育（PTA 含む）、家庭教育支援、女性教育（男女共同参画）、高齢者教育、人権教育、学校と地域の連携協働、放課後活動、文化振興・文化財の保護、生涯学習の振興、社会教育関係団体支援、附属機関（社会教育委員会議等）、その他 |
| | 職務内容 | 学習機会の提供、人材育成、連絡調整（会議の運営含む）、組織化支援、情報収集・提供、計画策定、相談業務、調査・研究、活動支援、その他 |
| | 職務上の課題 | 自由回答 |
| 兼務発令の 状況 | 本務の所属 | 生涯学習課、学校教育主管課、 その他 |
| | 兼務の所属 | 生涯学習課、学校教育主管課、 その他 |
| | 業務量の比率 | 〇：〇（自由回答） |

2 質問紙調査の結果

(1) 回答者の基本属性

問1 あなたの職名は何ですか。

問2 あなたの属性は何ですか。

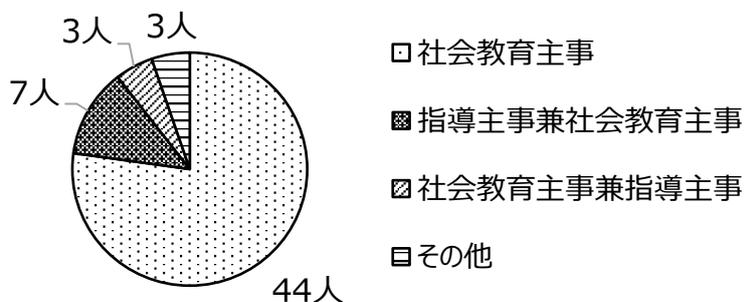


図2-1 回答者の職名 (N=57)

- 回答者の職種は社会教育主事 44 人、指導主事兼社会教育主事 7 人、社会教育主事兼指導主事 3 人、その他としての回答は 3 人。計 57 人。
- その他の回答は社会教育指導員が 2 人、少年相談員が 1 人兼任と回答。

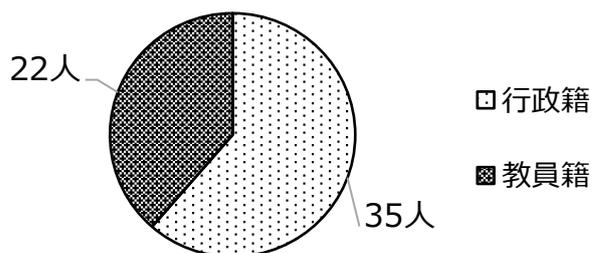


図2-2 回答者の属性 (N=57)

- 回答者の属性は行政職 35 人、教員籍 22 人。

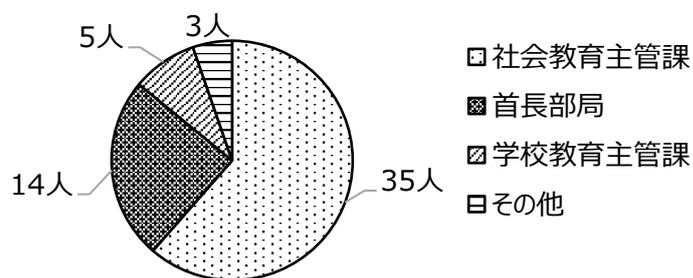


図2-3 回答者の本務先 (N=57)

- 本務先としての回答は、社会教育主管課 35 人、首長部局 14 人、学校教育主管課 5 人、その他 3 人。
- その他はスポーツ振興課、文化課、文化財課。

(2) 回答者の発令年数

問3 所属の市町において、あなたへの社会教育主事の発令年数（通算）は何年ですか。

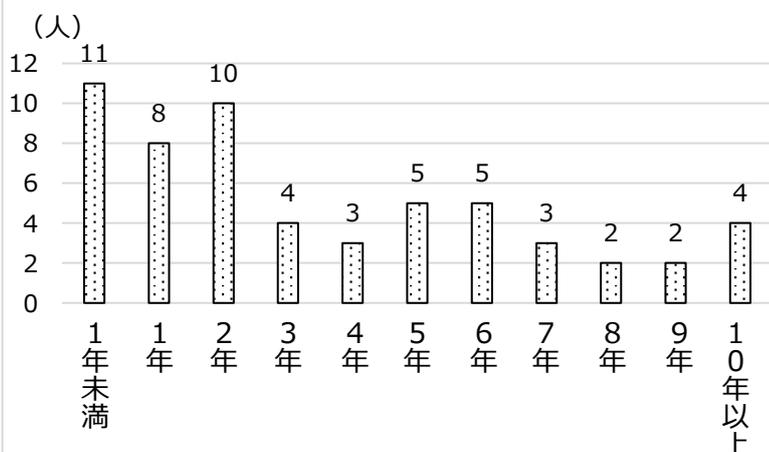


図2-4 市町における社会教育主事の発令年数 (N=57)

- 回答者の市町における社会教育主事発令年数を尋ねた（図2-4）。

- 2年以下の発令者がピークとなっている。

(3) 回答者の社会教育行政での経験

問4 社会教育・生涯学習主管課及び文化課、社会教育施設（公民館、図書館、博物館等）に所属（本務）の方は問4-1を、学校教育主管課に所属（本務）の方は問4-2を回答してください。

問4-1 所属の市町において、社会教育行政での経験年数（通算）は何年ですか。

問4-2 所属の市町において、社会教育に関する業務に携わられている年数（通算）は何年ですか。

・質問紙の結果から回答者の本務が「社会教育主管課」「首長部局」「学校教育主管課」「その他」となった。そのため本問の回答について本務別に表すこととした。

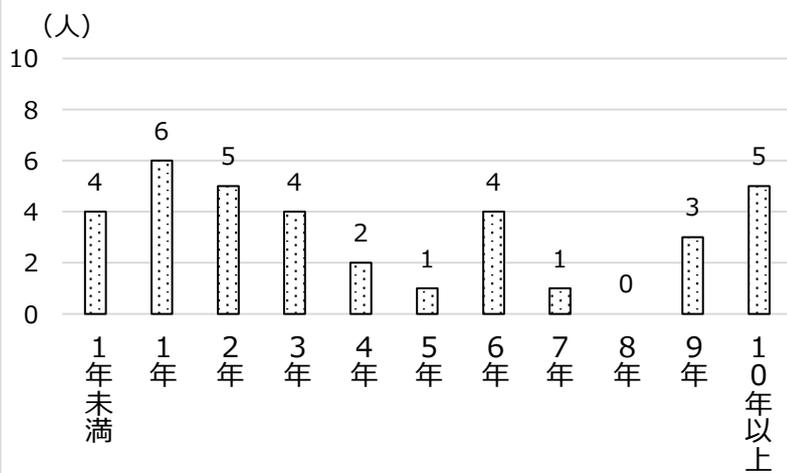
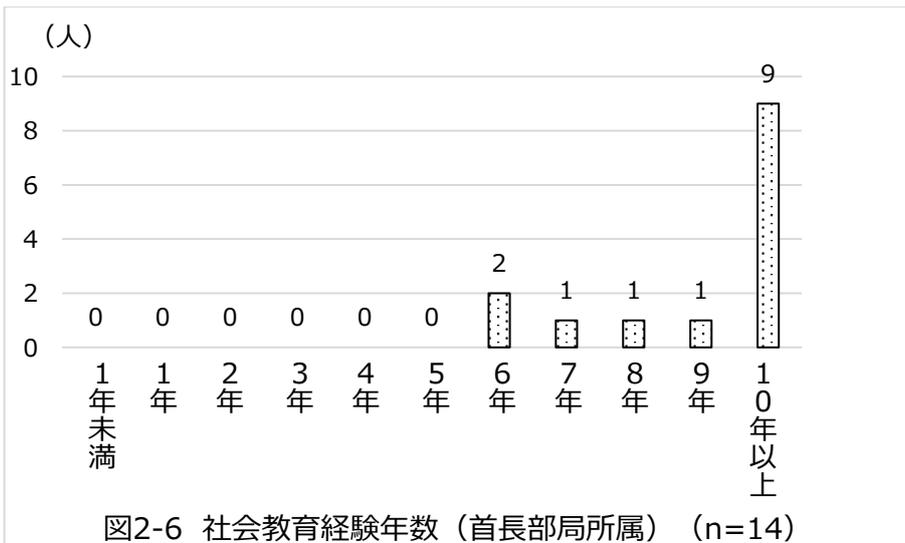


図2-5 社会教育経験年数（社会教育主管課所属） (n=35)

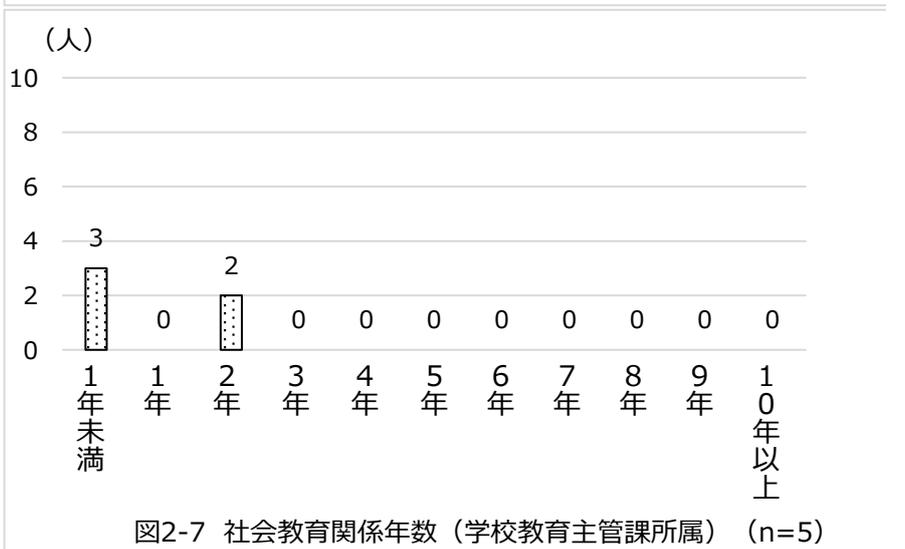
- 社会教育主管課に所属（本務）している回答者に社会教育行政での経験年数を尋ねた（図2-5）。

- 経験年数が3年以下の回答者が半数を占めている。

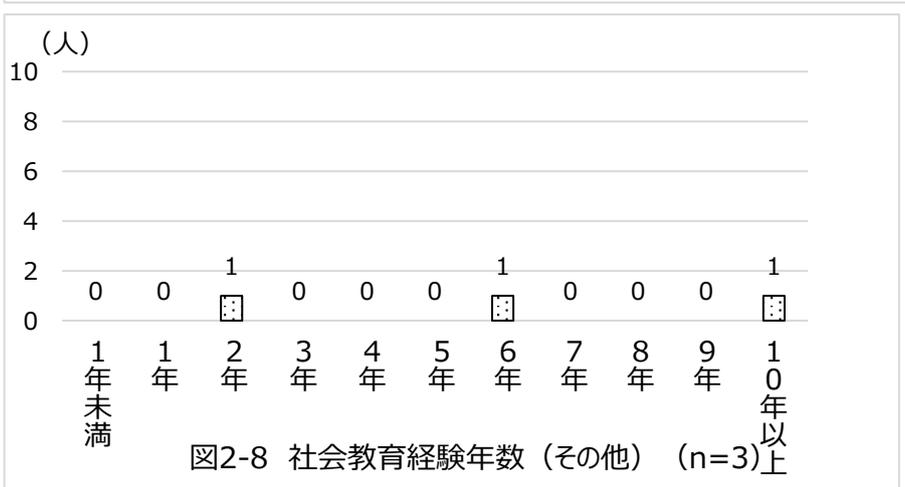
- 一方で経験年数が9年、10年といった長い経験を持つ回答者もいる。



- ・首長部局に所属（本務）している回答者に社会教育行政での経験年数を尋ねた（図2-6）。
- ・社会教育主管課所属の職員に比べて経験が長くなる傾向が見られる。



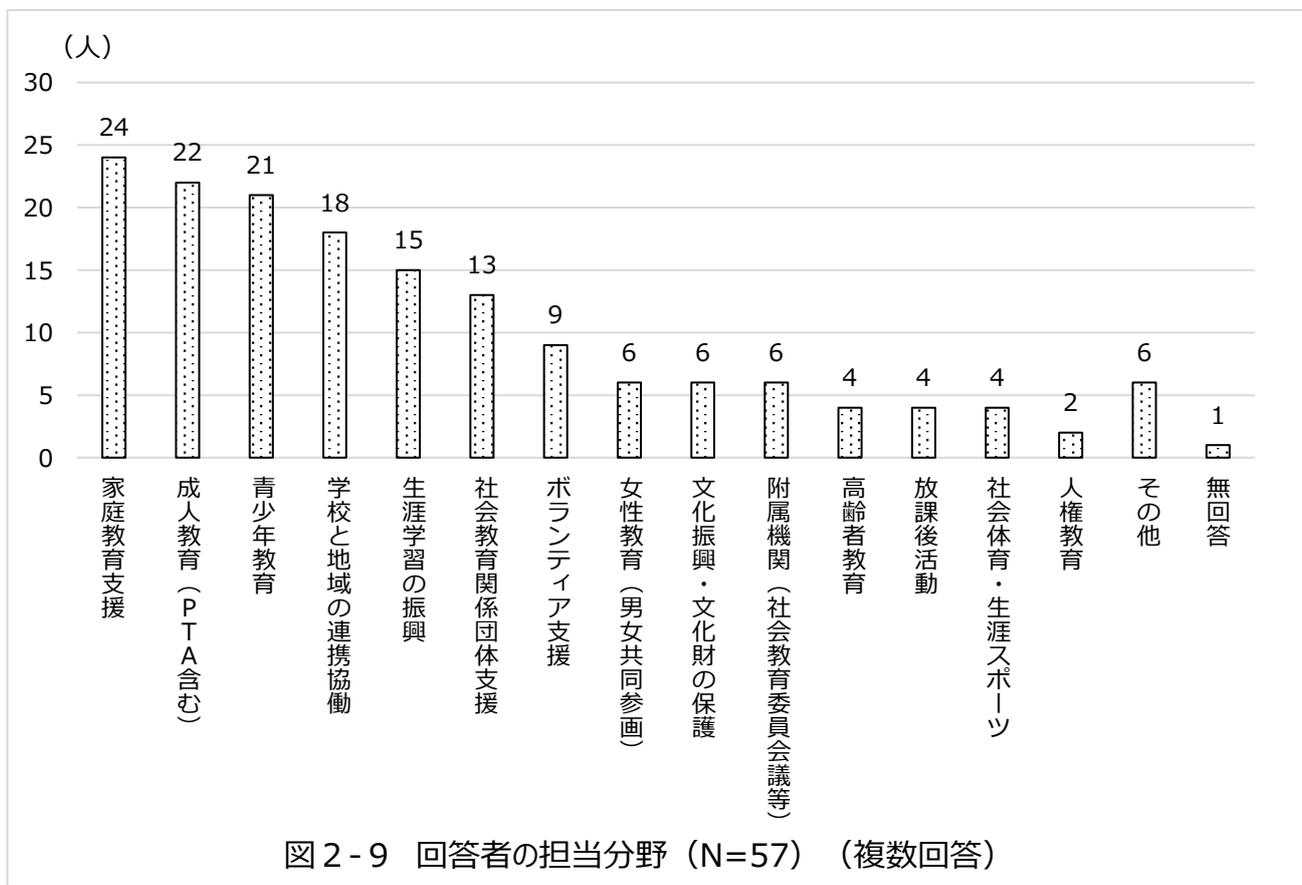
- ・学校教育主管課に所属（本務）している回答者に社会教育行政での関係年数を尋ねた（図2-7）。
- ・経験は全員2年以下。



- ・「その他」に所属（本務）している回答者に社会教育行政での経験年数を尋ねた（図2-8）。
- ・所属は「文化課」、「文化財課」、「スポーツ振興課」。

(4) 回答者の担当分野

問 5 現在担当している分野は何ですか。(複数回答)



- ・現在担当している分野を尋ねた (図 2-9)。
- ・回答は複数回答となっている。
- ・「家庭教育支援」、「成人教育」、「青少年教育」、の順で回答が多かった一方で、「高齢者教育」、「放課後活動」、「社会体育・生涯スポーツ」、「人権教育」への回答が少ない状況である。
- ・その他への回答として「社会教育施設運営、社会教育施設支援、まちづくり活動と生涯学習・社会教育との連携」、「主催講座の運営」、「障がい者向け生涯学習」、「読書推進活動、学校における文化振興」、「国際交流」などがあつた。

(5) 社会教育主事として担当している分野における業務

問6 現在、担当している分野における業務は何ですか。(複数回答)

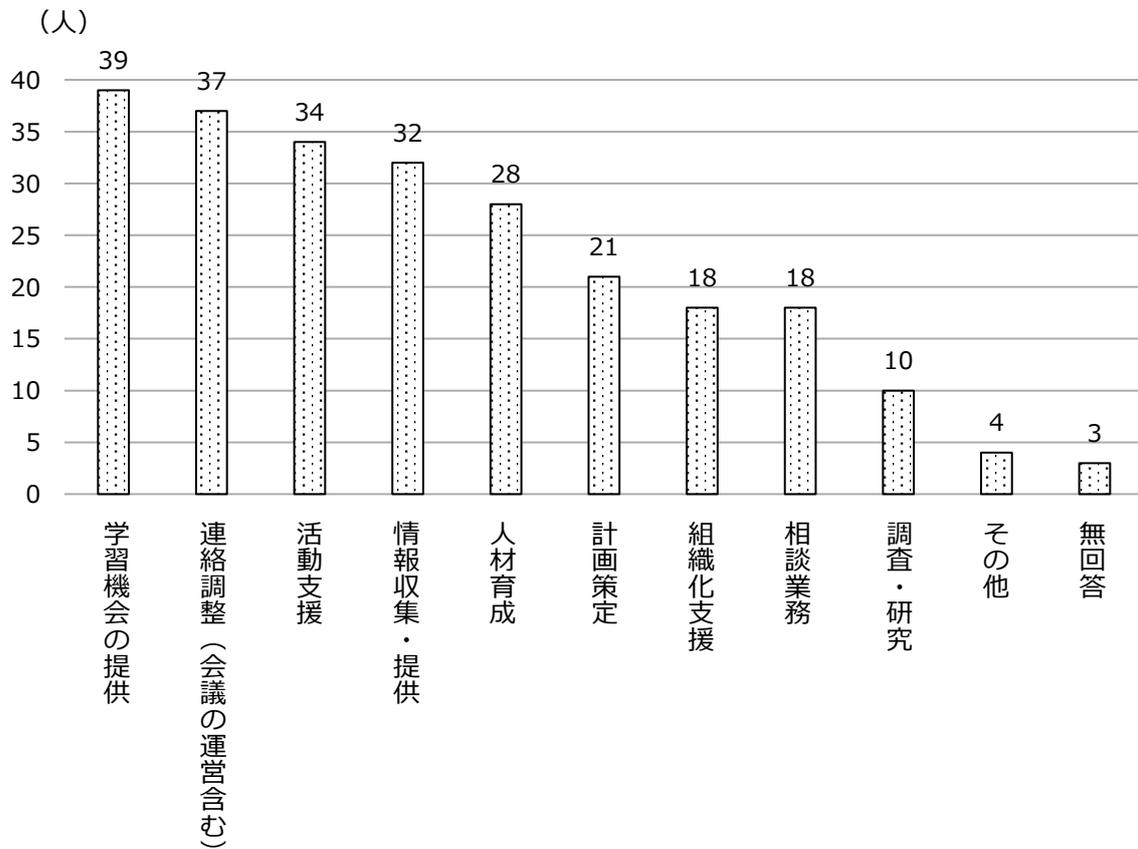


図2-10 担当する役割の中での業務 (N=57) (複数回答)

- ・担当分野における業務を尋ねた(図2-10)。
- ・回答は複数回答となっている。
- ・「学習機会の提供」、「連絡調整」、「活動支援」、「情報収集・提供」への回答が多くなっている。
- ・市町においては、「調査・研究」はあまり行われていない傾向が伺える。

(6) 社会教育主事として業務を行う上での課題

問7 社会教育主事として業務を行う上で、課題等があれば記入してください。(自由記述)

- ・本問に対して25名から回答を得た。
(生涯学習・社会教育主管課21名、学校教育主管課1名、首長部局1名、その他2名)
- ・行政籍と教員籍の属性別に分けて記述する。

○ 行政籍の回答

社会教育主事の配置について

- ・社会教育主事の配置に課題を感じる。私は行政職の社会教育主事として、首長部局や地域住民との連携・協働も行っていく必要があるが、研究事例が少なく、そこにも課題を感じる。例えば、昨今言われる障害者の生涯学習は保健福祉部局と、外国人の生涯学習は国際交流部局、防災教育は消防部局、リカレント教育やリスクリングなどは高等教育機関と産学官連携する総合政策部局などと、横の連携が重要である。そういった点からも市町だけでなく、栃木県においても生涯学習所管課では、教員の社会教育主事、首長部局の視点を持つ行政職の社会教育主事が、社会教育主事や社会教育士の趣旨からも、バランスよく職員が配置されることが望ましい。
- ・「地域づくり」「学校支援」「ファシリテーション」といった高度な専門的役割を期待される現状においては、行政としても考えを変え、社会教育主事として專業できる人材の配置が必要と感じる。
- ・社会教育主事には法的に独占業務はないので、有資格であることについては業務上であまり意識しない。しかし、社会教育主事であれば当然知っていることが生涯学習の振興に必要ではあるので、有資格者がいた方が良いと思う。
- ・本町において社会教育主事が不在であったことから、社会教育主事課程を修了し、資格を得るための要件を満たしていたことと、文化財専門の職員として、生涯学習課に長く籍を置くことが想定されたため、行政として好都合だったから。従って、社会教育主事として「社会教育を行うものに対し専門的技術的な助言と指導を与える」という役割を果たすことも当初から期待されていなかったように感じる。

社会教育主事としての取組について

- ・所属課の業務に課題が多く、文化財資源を学校教育や社会教育、地域に結びつける取組が十分できていない。
- ・社会教育主事ではあるが、係長としての業務を担当しており、関係者等への関連業務を主に行っていない。
- ・学校や地域団体との連携、教育人材の確保

社会教育主事の存在・役割の周知について

- ・社会教育主事の役割を認識している人事関係者及び管理者がいない。そのため、有効な活用及び本来の職務がなされていない。

行政としての社会教育への取組について

- ・ 首長部局や高等教育機関など横との連携・協働の事例が少ない。
- ・ 市全体の考え方と社会教育の考え方に齟齬が生じていると感じることが多々ある。
- ・ 社会教育施設の管理、老朽化… 2
- ・ 社会教育施設の社会教育法上の扱い、運用
- ・ 自治体や教育委員会事務局の DX の遅れ、業務改革の遅れ
- ・ 教育分野にあることで、「社会教育対象」となる事業は担当課および教育委員会が主体となるものに限られるが、本市を例に考えると、市長部局の他課にて実施している事業の中に「社会教育」に近い、またはそのものと言っても良いものがたくさんある。それらが点在していることが非常にもったいないと感じる。社会教育、生涯学習を教育分野だけに限定しない取組が出来ると市全体としての底上げができると思う。ただ、他課との連携は現実的に難しいのが悩ましい。

その他

- ・ 高齢化により地域行政を担う若手が少なくなっている。

○ 教員籍の回答

社会教育主事の発令について

- ・ 事業の量に対して十分な職員配置が難しいため、社会教育主事として本来行うべき業務に十分な時間を割くことが難しい。
- ・ 本市において、初めての教員籍からの社会教育主事ということもあり、どのように業務を進めていったらいいか手探りなどところがある点が課題だと感じる。
- ・ 兼務は、男女共同参画課の人権担当であるが、学校からの出向者であるため、指導主事の立場でもある。学校教育の方にも関わることも多く仕事上のすみ分けが難しいと感じることもある。しかし、それは学校現場を離れているので、学校の教員としての立場を見失わないようにとのご配慮があつてのことなので、非常にありがたいことでもある。

社会教育主事としての取組について

- ・ 非常に幅広く関わらせていただいているが、業務内容が多いため、じっくりと課題と向き合う時間が取れない。
- ・ 小さい町のため一人に割り当てられる事務分掌が多いと感じる。
- ・ 時期によって担当業務の繁忙期が重なり、処理が追いつかない。
- ・ 地区や市町によって状況が異なり、求められることが曖昧な部分があるため、専門職という認識・意識を持つことができない。担当事務によっては、教員籍の社会教育主事が担う必要があるのか疑問に思うことがある。
- ・ 多様な年代の住民が、楽しく活動できる場をいかにつくり、多くの人が新たな気付きや学びを得たり、つながったりする、今の時代やそこに暮らす住人に適した「つなぎ直し」の場をつくることのできるかが課題であると考えている。
- ・ ファシリテーション技能の向上。
- ・ 研修において行う有効なグループワークについて（参加型の研修となるような手立て）

- ・研修の機会があっても、(業務により) 参加できることが少ない。
- ・関係団体や属する方々との人間関係構築
- ・地方公共団体の任務である、「環境の醸成」や「奨励すること」につなげるため、各社会教育主事が業務として各種講座等の学習機会の提供や人材育成、活動支援等に携わっていますが、社会教育主事の本来の職務である「社会教育を行う者に専門的な助言と指導を与えること」を実践できているかといえ、少なくとも自分は十分に果たせていない。
- ・地域とのつながりをこれまで以上に意識して、任された事業に取り組む。また、将来のCS立ち上げに向けた長期・中期・短期的な目標や課題を把握し、社会教育に関わる自己研鑽をしながら、仕事に励んでいきたい。
- ・学校籍のため、行政に異動となった最初は右も左も分からず、不安がとても大きかった。具体的に何をすればよいのかが分からなかったため。また、責任の重さをとても感じる。いつも寄り添い支援してくれる教育事務所のふれあい学習課の先生方の存在は本当にありがたい。
- ・来年度から導入を進めるコミュニティ・スクールや現在行っている地域学校協働本部事業について地域住民や教職員への事業の周知を十分に行うことができていない。
- ・学校運営協議会やCS関係では生涯学習課と連携しながら行っているが、生涯学習課の社会指導主事との連絡調整をしっかりとやらなければならないと思っています。
- ・自分としては、満足な仕事ができていると感じる。力量不足を感じる。

社会教育主事存在・役割の周知について

- ・実際は、勤務場所や分掌等によって「社会教育主事」としての仕事は大きく異なっており、外部からはなかなか理解しがたいというのが現状だと思う。

その他

- ・社会教育を担う人材不足、人材の高齢化
- ・少子化等に伴う地域社会の状況の変化。高齢化や担い手不足のために既存の団体の存続が危ぶまれていることが1つの課題。
- ・女性団体、家庭教育支援団体の高齢化、後継者不足で悩んでいる。新規の加入者を増やそうと勘案しているが、有効な手立てがない。

(7) 兼務発令について (対象者 27 名中 14 名が回答)

問 8 在籍している所属（本務）はどこですか。
 問 9 兼務している所属はどこですか。
 問 10 社会教育行政の業務量と兼任先（学校教育主管課等）の業務量の比率はおおよそどのくらいですか。
 ※学校教育主管課等に所属（本務）の方は「社会教育業務：所属業務」と読み替えて回答してください。

兼務発令を受けている社会教育主事に対し、社会教育行政の業務量と本務先の業務量の比率を尋ね、本問に対し 14 人から回答を得た（表 2-1）。

表 2-1 職種別社会教育行政業務量比率についての回答

| | 本務 | 兼務 | 比率 (社会教育業務:その他の業務) | 概況 |
|----|--------------|---------|-----------------------|---------|
| 1 | 社会教育主管課 | 学校教育主管課 | 8 : 2 | 約 8 : 2 |
| 2 | 社会教育主管課 | 学校教育主管課 | 6 : 4 | |
| 3 | 社会教育主管課 | 男女共同参画課 | 9 : 1 | |
| 4 | 社会教育主管課 | 学校教育主管課 | 8 : 2 | |
| 5 | 社会教育主管課 | 学校教育主管課 | 8 : 2 | |
| 6 | 学校教育主管課 | 社会教育主管課 | 0 : 10 | 約 1 : 9 |
| 7 | 学校教育主管課 | 社会教育主管課 | 0 : 10 | |
| 8 | 学校教育主管課 | なし | 1 : 9 | |
| 9 | 学校教育主管課 | 社会教育主管課 | 1 : 9 | |
| 10 | 学校教育主管課 | なし | 2 : 8 | |
| 11 | 首長部局まちづくり関係課 | 社会教育主管課 | 4 : 6 | 約 3 : 7 |
| 12 | 首長部局まちづくり関係課 | 社会教育主管課 | 4 : 6 | |
| 13 | 首長部局まちづくり関係課 | 社会教育主管課 | 2 : 8 | |
| 14 | 首長部局まちづくり関係課 | 社会教育主管課 | 1 : 9 | |

- ・生涯学習主管課を本務とする回答者が 5 人、学校教育課を主管とする回答者が 5 人、その他首長部局に関わる課への所属が 4 人であった。
- ・生涯学習・社会教育主管課に本務を置く回答者は社会教育行政に関する業務量の比率が高い。(概ね 8 : 2)
- ・学校教育主管課を本務としているものは社会教育行政の業務量の比率が低い。(概ね 1 : 9)

3 分析と考察

(1) 社会教育主事の発令・配置に関すること

回答者の「属性」と「発令年数」の関係については以下のとおりである。

① 属性による社会教育主事発令年数 (図2-11)

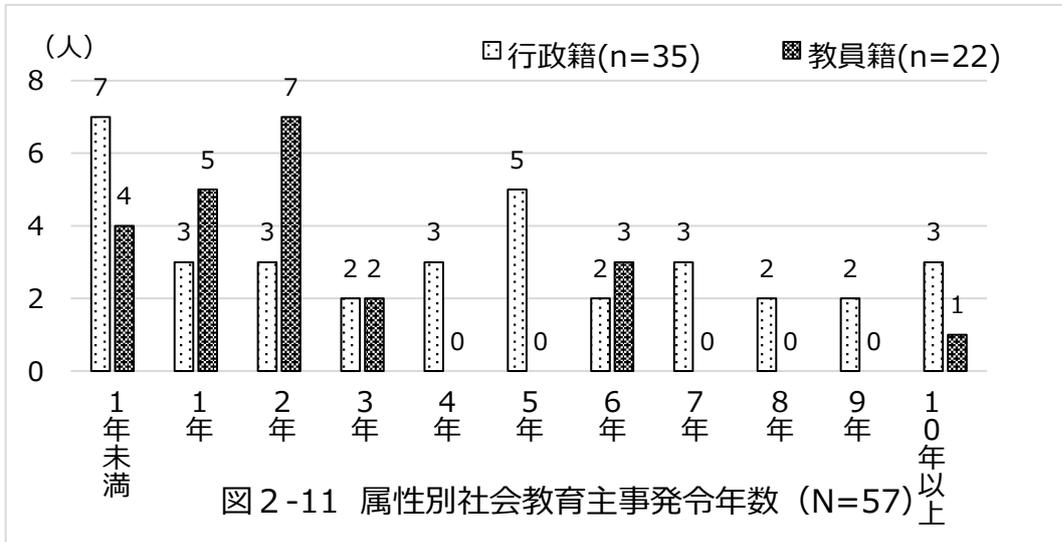


図2-11 属性別社会教育主事発令年数 (N=57)

行政籍は教員籍よりも長く発令されている傾向が見られる。教員籍の社会教育主事は2年以下の発令年数が多い傾向がある。これは、教員籍の社会教育主事は概ね3年ほどで異動になることを示している。

次に社会教育主事の市町での発令状況と社会教育主事の属性の関係については次のとおりである (表2-2)。

表2-2 県内市町社会教育主事発令状況 (N=25)

| | 市町数 | (内訳) | | |
|----------|-----|-------|-------|---------|
| | | 行政籍のみ | 教員籍のみ | 行政籍+教員籍 |
| 複数人発令の市町 | 8 | 2 | 1 | 5 |
| 一人発令の市町 | 14 | 4 | 10 | |
| 発令無し | 3 | | | |

今回の調査では22市町の社会教育主事から回答があった。また、発令がなされていない市町は3市町となっている。一人発令の市町は14市町となっており、そのうち教員籍のみの市町は10である。

一人発令の市町において発令された教員籍の社会教育主事は、行政の現場が初めての場合、その市町の行政職員としての業務の進め方を覚え、社会教育主事としての役割に慣れない中、一人で進めなくてはならない状況であることが考えられる。実際に、問7の自由記述において、「業務の進め方が分からない」、「社会教育主事になったばかりの頃は分からなかった」という回答もあった。

こうした市町の社会教育主事へのサポート及び市町の社会教育行政を充実させていくためにも、本センター生涯学習部や管内の教育事務所ふれあい学習課によるニーズに合った手厚い支援が重

要である。先ほどの回答の中にも、教育事務所ふれあい学習課のサポートがとてもありがたかったという回答もあった。今後も、本センターでの研修や、教育事務所において開催される市町の担当者会議や教育事務所職員による市町訪問など様々な機会を捉え、市町の社会教育主事のニーズを捉え、支援の一層の充実を図る必要がある。

表 2-3 市町における社会教育主事の担当分野数の平均 (N=57)

| 本務先 | 市町における社会教育主事発令数 | 行政籍の担当分野数の平均 | 教員籍の担当分野数の平均 |
|-------------------|--------------------------|--------------|--------------|
| 社会教育主管課 (n=35) | 一人発令 (n=12,行政籍 3,教員籍 9) | 2.0 | 5.7 |
| | 複数発令 (n=23,行政籍 15,教員籍 8) | 2.5 | 3.4 |
| 学校教育主管課 (n=5) | 一人発令 (n=1,行政籍 0,教員籍 1) | - | 2.0 |
| | 複数発令 (n=4,行政籍 0,教員籍 4) | - | 1.0 |
| 首長部局 (n=14) | 一人発令 (n=0,行政籍 0,教員籍 0) | - | - |
| | 複数発令 (n=14,行政籍 14,教員籍 0) | 2.1 | - |
| その他 (n=3) | 一人発令 (n=1,行政籍 1,教員籍 0) | 2.0 | - |
| | 複数発令 (n=2,行政籍 2,教員籍 0) | 1.0 | - |

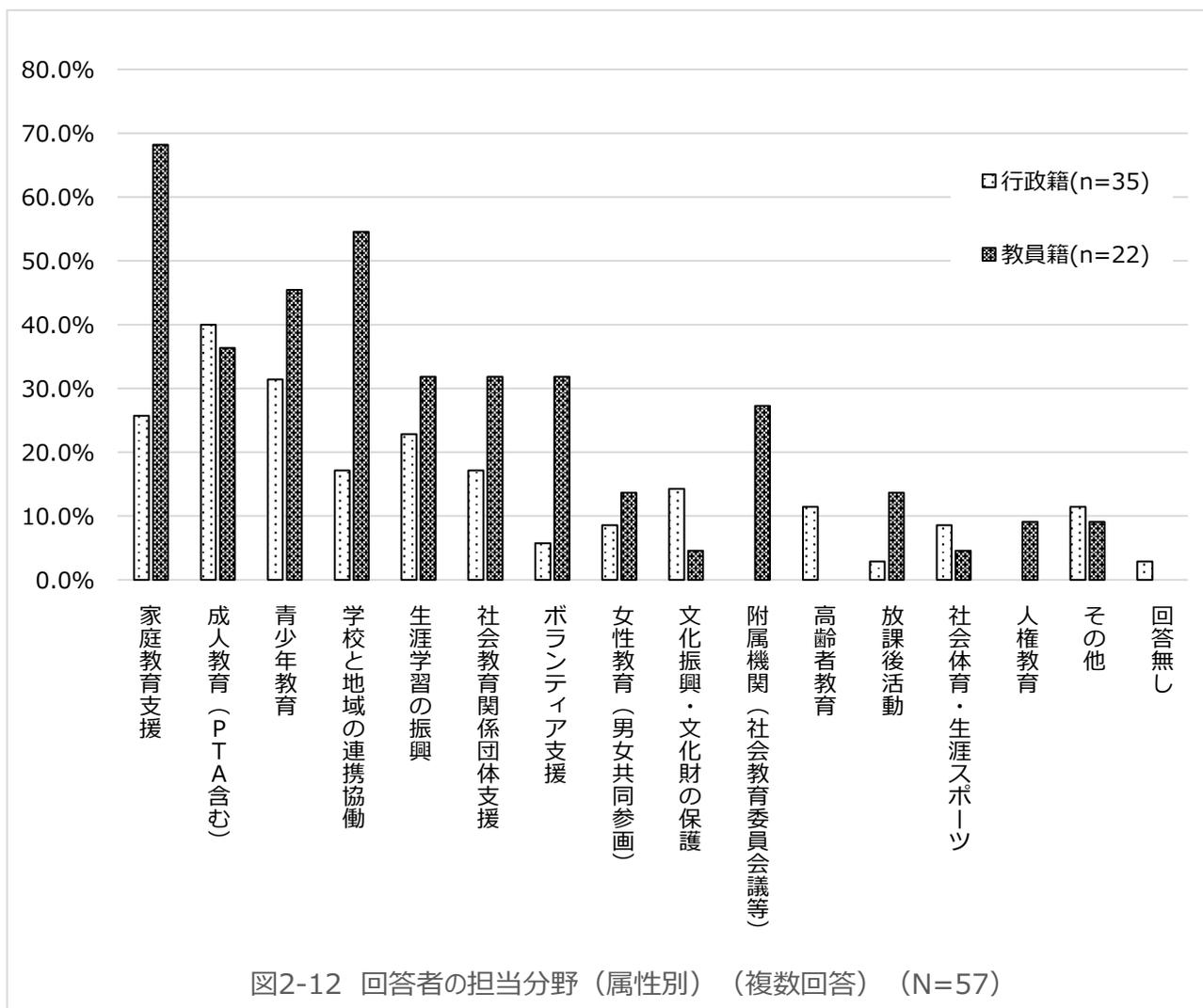
また、社会教育主事が多くの業務を担当しているため、「事業の量に対して十分な職員配置が難しいため、社会教育主事として本来行うべき業務に十分な時間を割くことが難しい。」と課題を挙げている回答者が複数存在する。そこで、回答者の担当分野数について、本務先、該当市町の発令人数、属性に分けて分析を行った(表 2-3)。社会教育主管課を本務とし、市町において一人発令者の教員籍の担当分野数の平均は 5.7 となっている。これは他の属性、発令数と比較して多い割合であることが分かる。また、社会教育主管課が本務の社会教育主事が、複数発令されている市町の教員籍の担当分野数の平均 3.4 と比較しても一人発令者の担当分野数は多くなっている。また、学校教育主管課、首長部局、その他を本務としているものは、社会教育に関する担当業務が少ないため、担当分野数が少なくなると思われる。したがって学校教育主管課を本務とする社会教育主事兼務発令者しかいない市町では、社会教育主事による社会教育行政の推進が十分になされていない状況が危惧される。

また、学校教育主管課の社会教育主事の社会教育行政への業務の割合が 1:9 ほどの回答であることから、市町において社会教育行政を推進していくためには、社会教育主管課を本務とする社会教育主事を発令することが望ましい。今後、社会教育主管課における社会教育主事の発令が望まれる。

(2) 担当分野、業務について

① 担当分野について

多くの市町で社会教育主事が「家庭教育支援」、「成人教育」、「青少年教育」、「学校と地域の連携協働」、「生涯学習の振興」などを担当し、市町において社会教育・生涯学習の振興に寄与していることが明らかになった。属性と担当分野の関係は次のとおりである（図2-12）。



行政籍の社会教育主事は「成人教育」への回答率が高く、成人を対象とした事業や講座に従事する割合が高い。一方で、教員籍の社会教育主事は「家庭教育支援」、「学校と地域の連携協働」への回答率が高く、参加型学習や学校との関係づくりなど、教員として身に付けた知識や経験が期待されていることが伺える。

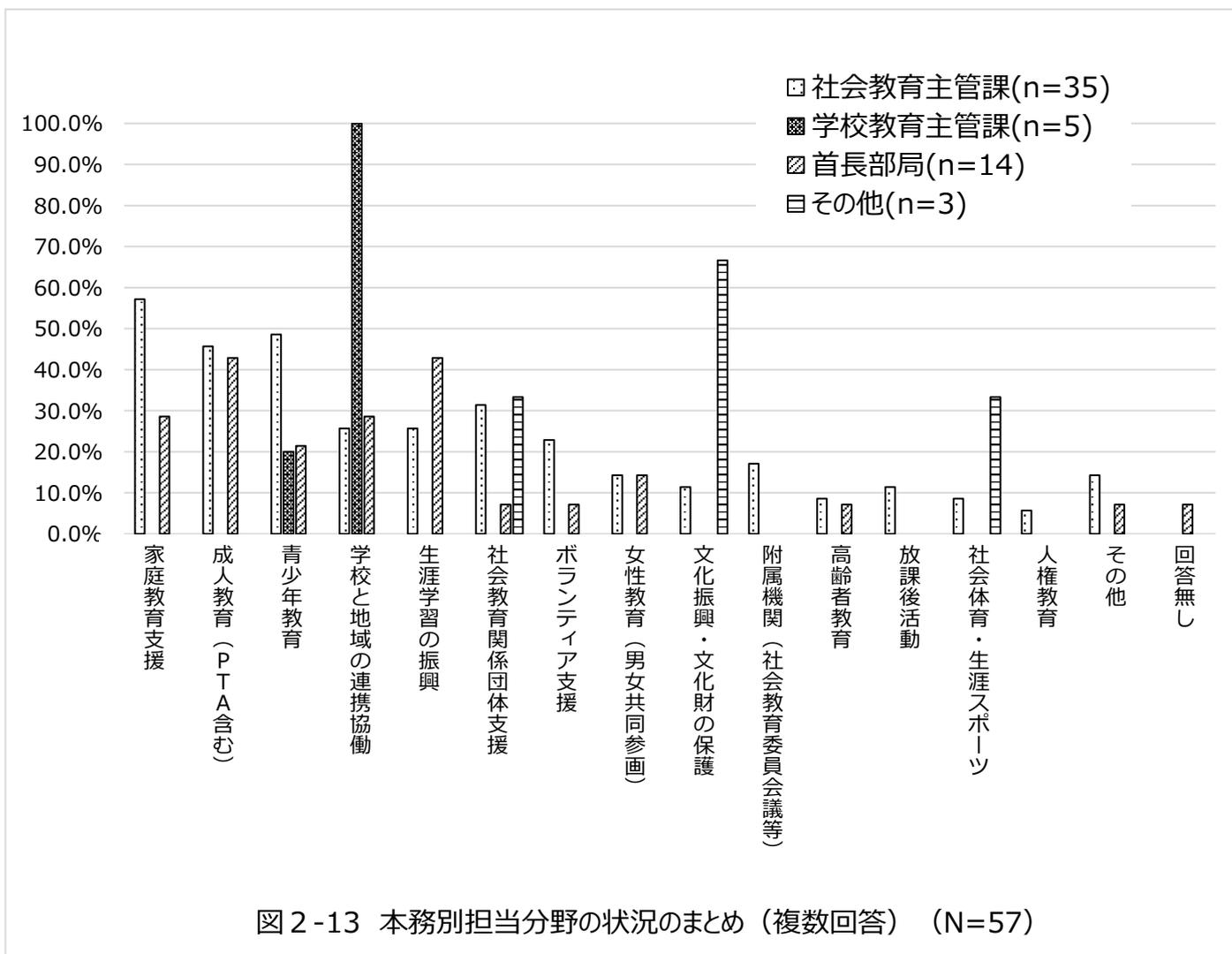


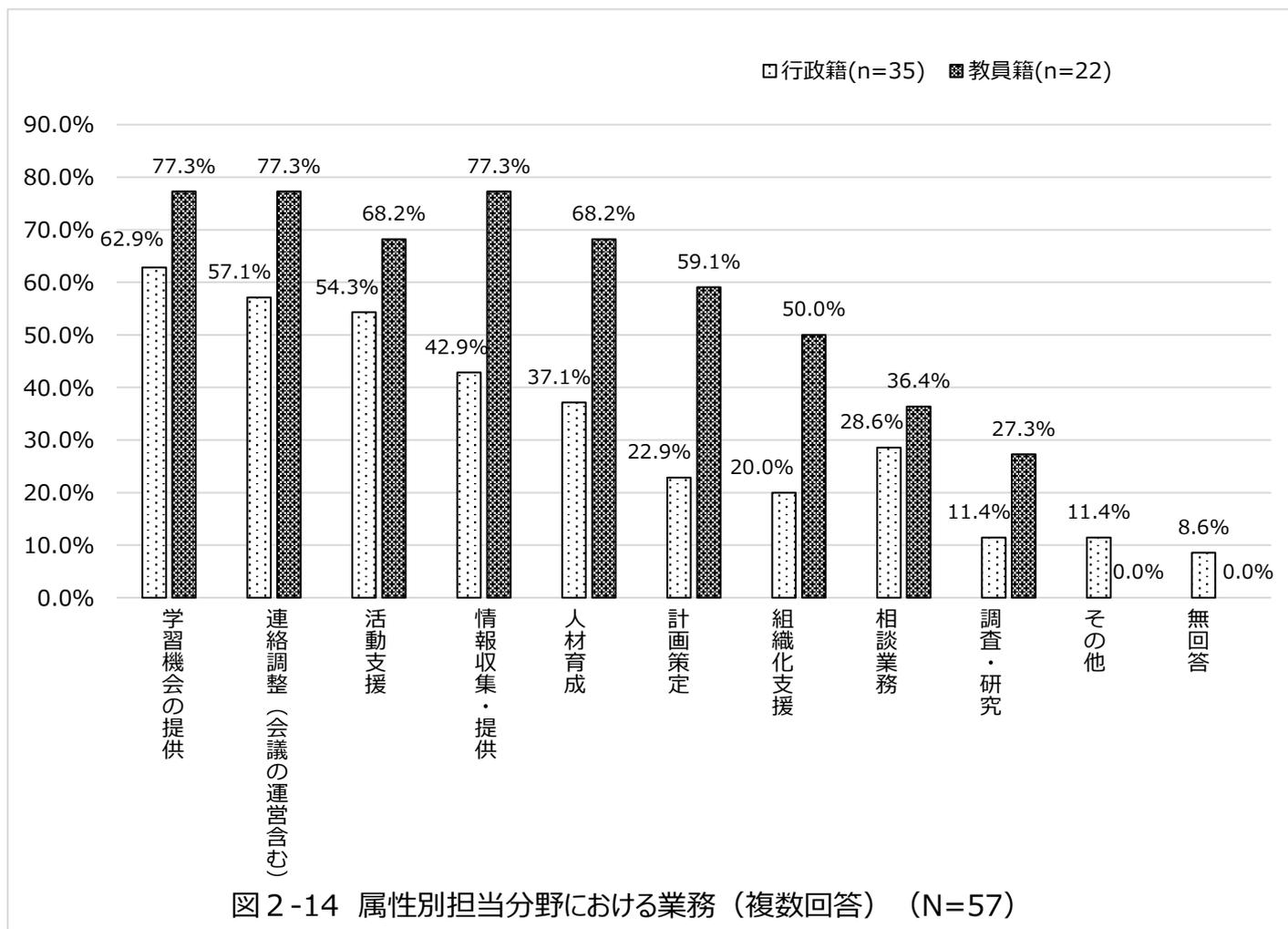
図 2-13 本務別担当分野の状況のまとめ（複数回答）（N=57）

次に、担当分野について、本務別に分析を行った（図 2-13）。社会教育主管課を本務とする社会教育主事は「家庭教育支援（57.1%）」、「成人教育（45.7%）」、「青少年教育（48.6%）」などの分野に多く携わっている状況である。

学校教育主管課を本務とする社会教育主事は、「学校と地域の連携協働」について全員が担当していると回答している。学校に関わる部署であるため、この分野に取り組む社会教育主事が多いことが改めて明らかとなった。一方で他の役割では「青少年教育」に回答がある以外は回答がない。学校教育主管課の社会教育主事は学校や児童・生徒に関わる内容以外には担当していないことも分かった。

首長部局を本務とする社会教育主事は「成人教育（42.9%）」、「生涯学習の振興（42.9%）」などへの回答が多くなっている。これは、市民が学ぶ施設に勤務していることが背景となっている。

② 担当分野における業務について



担当分野における業務の状況を属性別に分析を行った（図 2-14）。教員籍の社会教育主事は行政籍の社会教育主事に比べどの項目でも高い割合となっているが、「人材育成」「組織化支援」「計画策定」「情報収集・提供」「調査・研修」の項目で特に高い割合となっている。これらの事項も教員としての知識や経験を期待されていると考えられる。

一方で行政籍の社会教育主事も「学習機会の提供」、「連絡調整」、「活動支援」などで 50%以上が担当している。これは、講座の企画・運営や自主講座の支援などに取り組んでいるためと考えられる。

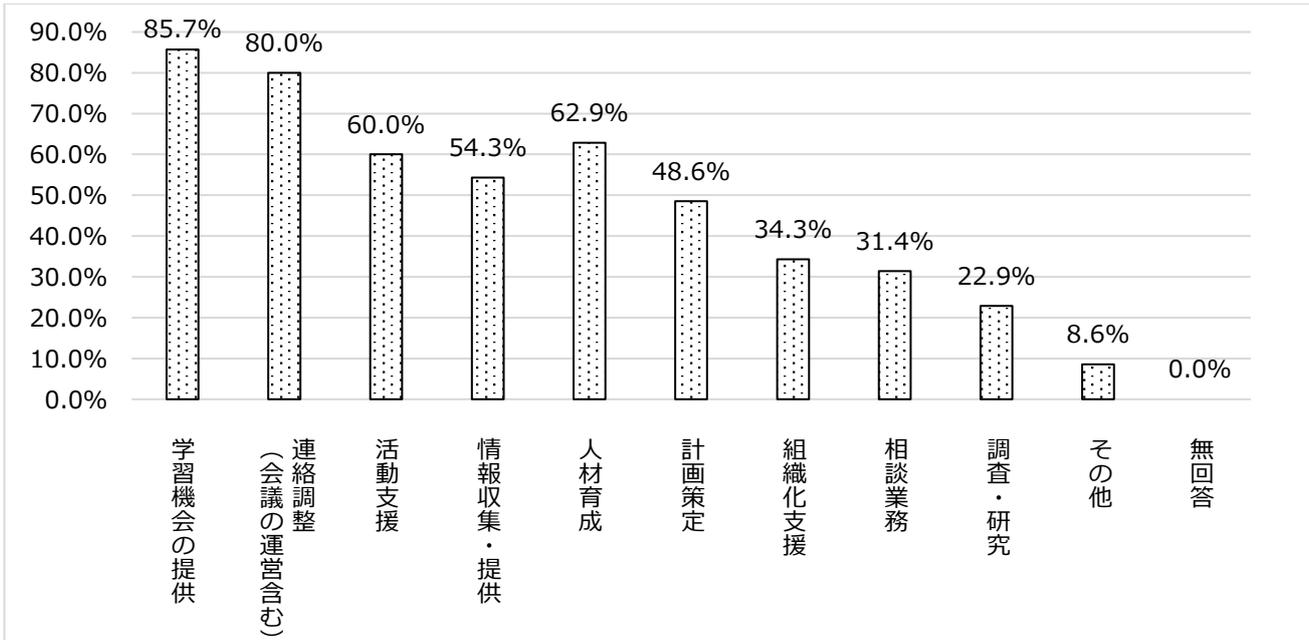


図 2-15 本務別業務の状況（社会教育主管課所属）（n=35）（複数回答）

社会教育主管課所属の社会教育業務の状況をまとめた（図 2-15）。その結果を見ると「学習機会の提供」、「連絡調整」への回答が 80% を超えている。また、「人材育成」についても 62.9%、「活動支援」60.0% と高い割合となっており、先ほどの学習機会の提供と合わせて、社会教育主管課所属の多くの社会教育主事が「人づくり」「地域づくり」の分野に携わっていることが分かった。

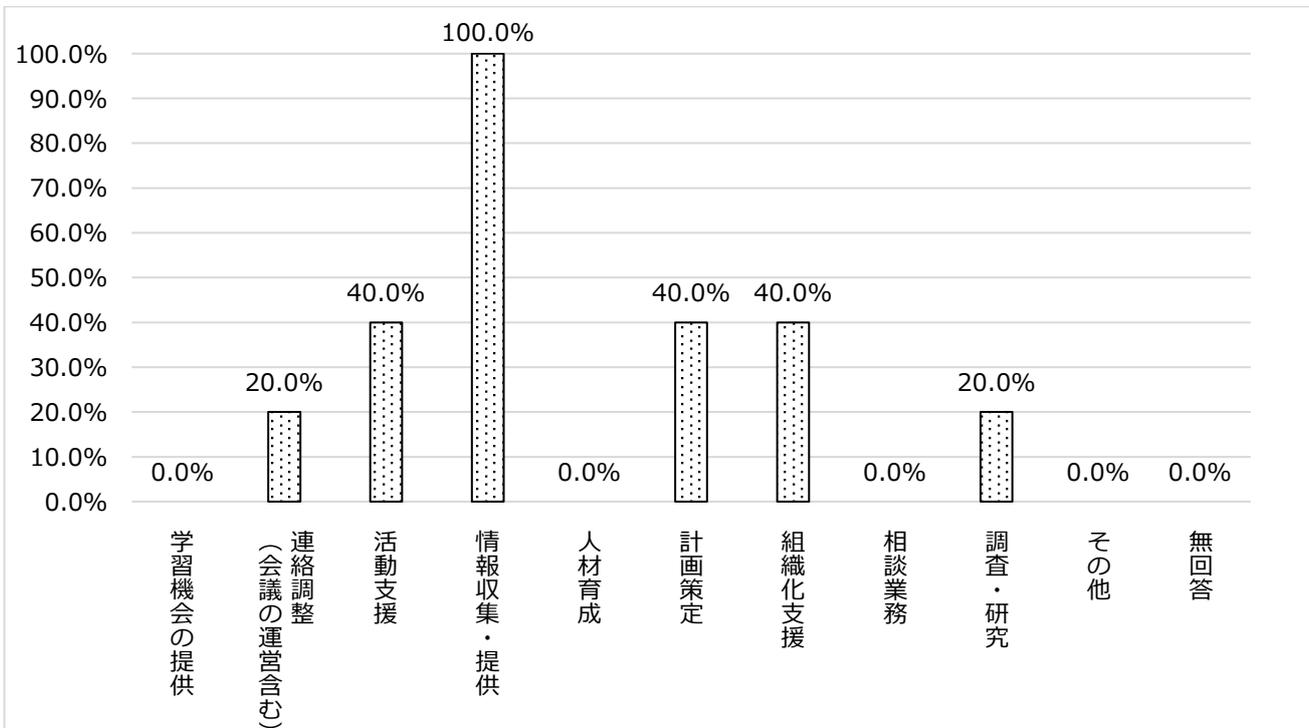
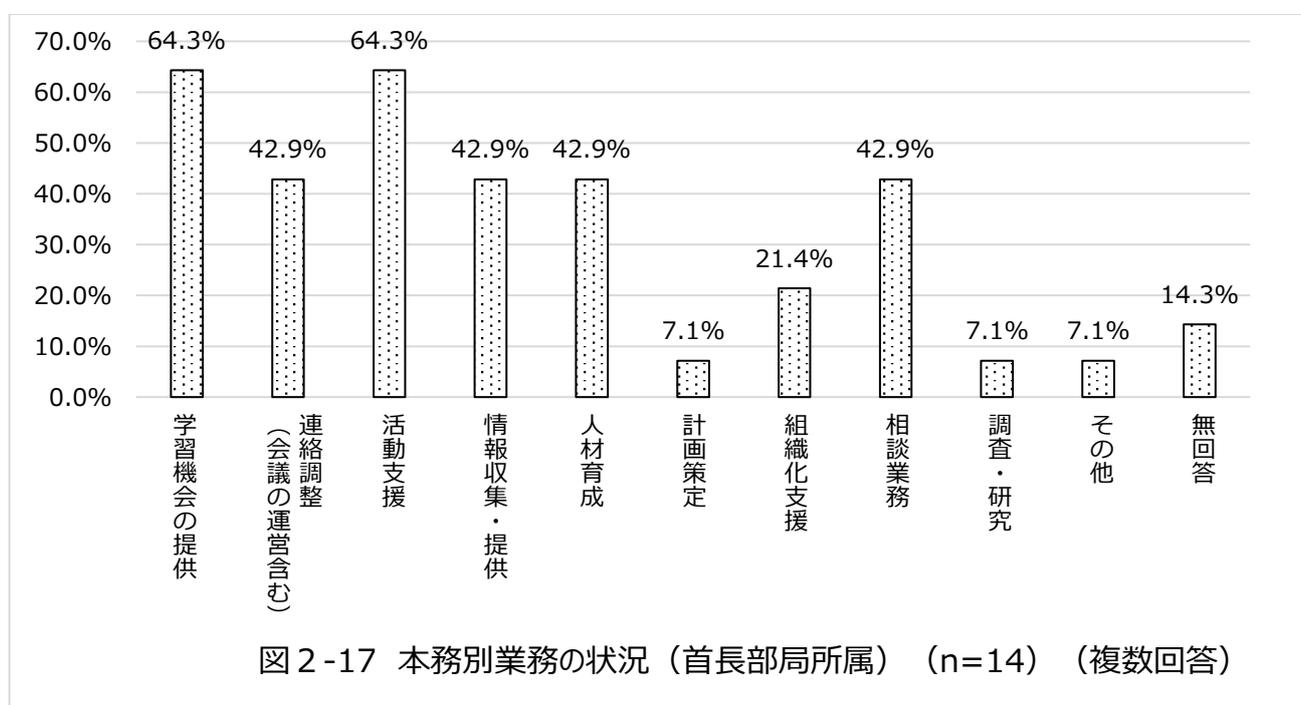


図 2-16 本務別業務の状況（学校教育主管課所属）（n=5）（複数回答）

次に、学校教育主管課を本務とする回答者の業務の状況をまとめた（図2-16）。学校教育主管課の回答者全員が「情報提供」を業務としていると回答している。先ほどの「学校と地域の連携協働活動」に全員が関わっていることを考え合わせると、「地域学校協働活動」に対して「情報収集・提供」を全員が行っている一方で、それらの活動をする関係者に対して「学習機会の提供」、「人材育成」、「相談業務」は行われていない状況である。したがって、学校教育主管課にのみ社会教育主事が発令されている市町では、地域学校協働活動に携わる人たちへの支援が十分ではないことが推察される。また、学校教育主管課を本務として発令されている社会教育主事の社会教育行政への取組比率が約1：9であることを考えると、該当する市町においては社会教育主事としての取組が限定的であることが伺える。今後、学校教育主管課の強みである「学校の取組に対する支援」を生かしつつ、地域で活動する方々に対する支援にも取り組めるような体制づくりが必要である。そのためには、当該市町の社会教育主管課等との連携や、管内の教育事務所ふれあい学習課並びに本センターによるニーズに合った適切な支援が必要であると考えられる。



首長部局を本務とする回答者の業務の状況をまとめた（図2-17）。「学習機会の提供」、「活動支援」への回答割合が高くなっている。先述の役割に関する回答と同じく、「公民館・生涯学習センター」での勤務であることから「学習機会の提供」、「活動支援」、「相談業務」等の割合が高くなっていると推察される。

4 まとめ

本調査により、発令されている社会教育主事については以下の状況・課題が明らかとなった。

社会教育主事の活動について

発令については、県内 25 市町のうち 22 市町で発令されるなど、全国と比べ、高い状況となっている。また、社会教育主管課ばかりではなく、首長部局や学校教育課などに本務を置きながら発令されている社会教育主事がいることも分かった。さらに、県内の社会教育主事は行政籍、教員籍ともに、多様な社会教育の分野を担当し、それぞれの特性に合わせた業務を担当することで、積極的に社会教育行政の推進に尽力していることが明らかになった。

一方で、教員籍の社会教育主事は 3 年程度で異動してしまう割合が多いことが明らかになった。そのため、社会教育主事発令を見込んだ計画的な社会教育主事講習へのさらなる派遣等の人材確保が必要である。

兼務発令者の活動状況について

社会教育主事と指導主事双方の兼務発令者については、社会教育主管課を本務とするいわゆる「社会教育主事兼指導主事」は、学校と地域の連携協働をはじめ、社会教育行政施策の推進の充実に大きく関わっていることが明らかとなった。一方、学校教育主管課に本務を置くいわゆる「指導主事兼社会教育主事」は、社会教育に関する事業にほとんど関わっていないため、学校教育主管課にのみ社会教育主事を発令している自治体は、社会教育主事による社会教育行政の推進が十分になされていない状況が伺える。学校教育主管課にのみ社会教育主事を発令している市町においては、学校主管課としての強みを生かすとともに、社会教育主事としての力を社会教育行政に生かせるよう、社会教育主管課との更なる連携が求められる。

社会教育主事の活躍のために必要な支援について

特に社会教育主事の課題として、教員籍は幅広い分野の事業を一人で担当している状況も多く見られるとともに、業務を遂行する上での不安も多い状況であることが明らかとなった。そのため、教育事務所ふれあい学習課や、本センター等によるきめ細やかなニーズに合った支援の充実に図っていく必要がある。